

様式第1号（第3条関係）

【足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」】会議概要

会 議 名	足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」 (令和元年度第4回)
事 務 局	子ども家庭部 子ども政策課
開催年月日	令和元年12月13日(金)
開催時間	午後2時～3時55分
開催場所	足立区役所 南館13階大会議室A
出席者	(計43名) (部会員) 齊藤多江子、野辺陽子、乾雅榮、本田 博、川下勝利、 古庄宏吉、古性 力、加藤真砂美、大高秀明、松野美幸、 秋生修一郎、鳥山高章、川口真澄 (特別部会員(意見表明者)) 小谷博子、廣島清次、中嶋篤子、 佐藤登志枝、掛川秀子、三浦昌恵、 小田恵美子、中台恭子、首藤広行 (事務局) 子ども政策課長 菊地 崇 (関連部署) 就学前教育推進課長兼子ども施設指導・支援担当課長 山村研二、学校 支援課長 古川弘雄、子ども施設運営課長 森田 剛、子ども施設入園課 長 安部嘉昭、青少年課長 下河邊淳子、子ども施設整備課長 臺富士夫、 待機児ゼロ対策担当課長 櫻井 健、こども支援センターげんき所長 上 遠野葉子、支援管理課長 門藤敦良、こども家庭支援課長 高橋 徹、子 どもの貧困対策担当課長 田口仁美、住区推進課長 山本克広、地域文化 課長 濱田良光、区民参画推進課長 寺島光大、中央図書館長 飯塚尚美、 くらしとしごとの相談センター所長 早崎直人、保健予防課長 西山裕 之、ユニバーサルデザイン担当課長 森田 充、パークイノベーション 担当課長 志田野隆史、公園管理課長 山坂延央 (敬称略)
欠席者	(特別部会員) 高祖常子、飯田今日子 (敬称略)
会議次第	別紙のとおり
資料	議事内容(議事要点・決定事項・調査事項・問題点・特記事項・次回予 定・その他) 1 審議・調査事項 (1) 第2期足立区子ども・子育て支援事業計画(案)に対するパブリッ クコメントの実施結果について

	<p style="text-align: right;">&lt;子ども政策課&gt;</p> <p>(2) 新・足立区放課後子ども総合プラン（骨子案）に対するパブリックコメントについての区の考え方について</p> <p style="text-align: right;">&lt;学校支援課&gt;</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 「足立区学童保育室整備計画（素案）」について</p> <p style="text-align: right;">&lt;住区推進課&gt;</p> <p>3 情報連絡事項</p> <p>(1) 私立認定こども園の利用定員の内訳変更について</p> <p style="text-align: right;">&lt;子ども政策課&gt;</p> <p>(2) 「未来へつなぐあだちプロジェクト」年次別アクションプランの平成30年度実績及び評価結果について</p> <p style="text-align: right;">&lt;子どもの貧困対策担当課&gt;</p> <p>(3) 区内西部地域「居場所を兼ねた学習支援」事業委託の事業者の選定について</p> <p style="text-align: right;">&lt;くらしとしごとの相談センター&gt;</p>
<p style="text-align: center;">そ の 他</p>	

## 様式第2号（第3条関係）

（審議経過）

菊地子ども政策課長

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は本日の司会進行を務めさせていただきます子ども政策課長、菊地と申します。よろしくお願いいたします。それでは、早速、資料の確認をさせていただきますと思います。

本日の資料は事前に郵送させていただいておりますが、お持ちでしょうか。もしお持ちではない場合、事務局までお申し出ください。

また、本日、席上に配付させていただいた資料は1点、令和元年度第4回足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」における事前質問に対する回答、1枚ございます。

なお、席上に置いてある事業計画の冊子につきましては閲覧用となりますので、会議終了後、お持ち帰りにならないよう、お願いいたします。

また、当部会の審議資料ではございませんが、本日、文化・読書・スポーツ分野計画の素案について、区民の皆様からのご意見を受け付けていますという、資料になりますが、パブリックコメント用の概要版をお配りしております。こちらにつきましては、最後に担当所管からご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより「子ども支援専門部会」を開催いたします。

この専門部会は、足立区地域保健福祉推進協議会「子ども支援専門部会」設置要綱

第5条第1項により、過半数の出席により成立いたします。

現在、過半数に達しておりますので、会議は成立しております。

また、本日の会議は「足立区地域保健福祉推進協議会公開要綱」に準じて、傍聴席を8席ご用意しております。会議中は録音、写真、ビデオ撮影等は禁止となっておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

齊藤部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

齊藤部会長

こんにちは。今日は寒い中、出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、早速この中身に入りたいと思いますが、本日の案件は、審議・調査事項が2件、報告事項が1件、情報連絡事項が3件となっております。また本日は、3時半を終了予定としておりますので、委員の皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議事の進行につきまして、従来どおり、審議・調査事項と報告事項のみ事務局より説明をさせていただきます。情報連絡事項は事前にご覧いただいていることを前提に説明は割愛させていただきますので、こちらもよろしくお願いいたします。

また、各案件に対する事前質問への回答は、その都度ご説明いただきます。

まずは、審議・調査事項（1）第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメントの実施結果について、菊地子ども政策課長よりご説明をお願いいたします。

菊地子ども政策課長

お手元の資料、審議・調査事項1をご覧ください。件名、所管の課名につきましては記載のとおりです。

今回のパブリックコメントは、記載のとおり11月1日から30日間実施し、提出者は7名、意見の件数は15件をいただきました。このパブリックコメントを実施した際の計画案についてですが、先に資料の2ページをご覧ください。

この計画案は、前回の専門部会で報告いたしました現状値などの数字についての一部修正をした案となっております。数字の修正につきましては、お手数ですが資料2ページ、3ページをご確認いただきますようお願いいたします。また、部会の皆様からいただいた意見を踏まえて修正させていただいた箇所につきましては、3ページの上から5段目の報告、二重線が引いてある、それ以下の部分になります。

まず、一番左のところに54ページ、施策2-1と書いてある欄をご覧ください。

前回、施策の2-1に一時保育の記載が必要であるのご意見をいただいております。こちらで検討させていただいた結果、計画案の54ページ、別冊の資料、審議・調査事項1-1、子育て支援事業計画（案）の54ページのところですが、ひし形の黒塗りマークの「保育サービスの円滑な利用支援について」の「今後の方向性」の箇所、4行目のところに、「家庭で保育をしている保護者が利用できる一時預かりなど」を追記させていただきました。

今回の計画では、区民の方々からのニーズ量に対して、一時預かりの供給量は確保できていると記載をいたしました。しかしながら、現場の感覚と合わないといった声をいただいておりますので、改めてニ-

ズ調査を確認いたしました。その結果、一時預かりを利用していない理由として、利用料がわからない、自分が対象者となるのかわからない、また利用方法がわからないといった回答をされた方の割合が、合わせて37.9%いらっしゃることがわかりました。この結果から、PRが不足していることがわかりましたので、保育コンシェルジュの機能の充実を図るために、文言を記載させていただいたところです。そのほか、あだち子育てガイドブックなどでも普及を進めてまいりたいと考えております。

なお、ニーズ調査の中で、一時預かりを利用していない理由としては、「特に利用する必要がない」が、73.7%となっております。

続きまして、また本体資料の3ページにお戻りいただいて、6段目と7段目の項目につきましてご確認いただきたいと思います。

こちらにつきましては、いただいたご意見を踏まえ追記修正をしております。このほか、てにをは等、よりわかりやすい表現に修正をさせていただいております。

続きまして、4ページをご覧ください。

パブリックコメントの際に未定であった数値ですが、数値が確定しましたので、報告をさせていただいたものになります。

それでは、改めてパブリックコメントでいただいたご意見に対する区の考え方を説明いたします。別添の審議・調査事項1-2、寄せられた意見の概要及び意見に対する区の考え方（案）をご覧ください。

No.1ですが、基本理念に関するご意見をいただいております。こちらにつきましては、本計画の基本理念である「夢や希望を信じて生き抜く人づくり」の実現に向けた区の取り組み姿勢を区の考え方としてお示

しをしております。

続きまして、保育施設に関するということ、No.2は、0から2歳児の受け皿確保を課題と認識した上で、本計画の量の見込みに対応した受け皿を確保し、令和2年4月の待機児童解消を目指す旨、記載をしております。

No.3は、現在の公立保育園を維持しつつ、待機児童解消のための認可保育所の開設をとというご意見です。こちらにつきましては、区立保育園の維持については、今後、区立園の役割やあり方と一体的に検討し、計画案では認可保育所の新規計画は今現在ございませんが、引き続き保育ニーズの動向を詳細に分析の上、必要な地域には認可保育所のほか、小規模保育や認証保育所など、多様な保育サービスにより確保していく考えをお示しいたしました。

なお、こちらのパブリックコメントに関しては、本日、ご欠席ではありますが、高祖委員からご意見をいただいております。回答させていただきましましたので、本日席上配付した事前質問に対する回答についての資料とあわせてご覧いただきたいと思います。

委員からは、質の確保についての考えや施策を伺いたいというご意見をいただいております。保育の質につきましては、指導検査、巡回指導などを行い、一定の保育の質が担保されていることを確認しておりますが、課題を抱える園もあると認識しております。今後も、例えばお子さんに対する言葉遣い、荒い言葉遣いが見受けられる事例がございますので、区の保育士が各園をしっかりと巡回し、直接助言を行うほか、具体的な対応をお示しし、適正な保育運営が行われるよう支援してまいります。

続きまして、保育士等に対する意見とし

て、No.4保育と学童保育の指導員の給与改善についてでございます。保育士の給与については、記載のと通りの処遇改善策により着実に向上していると考えております。今後もこれらの処遇改善策が保育士の方々にきちんと行き届くよう、法人や事業者に指導、助言をして、保育士確保につなげていきたいと考えております。学童保育職員の給与につきましては、令和元年度より放課後児童支援員の資格取得者の給与額を増額しております。また、民間学童保育室に関しましては、令和2年度より人件費相当の補助額を引き上げる予定となっております。

No.5です。保育士の処遇改善についてですが、先ほどの給与のほか、保育士の確保策として足立区では保育士等住居借上げ支援事業、また奨学金返済支援事業、さらに永年勤続褒賞など、各事業を実施しております。

No.6から9につきましては、学童保育に関するご意見となりますので、住区推進課長よりご説明差し上げたいと思います。

山本住区推進課長

住区推進課長の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座させていただきます。

3ページのNo.6から9まで、学童保育に関することについてご案内させていただきます。まず6番、低学年を入室にて優先してほしいという趣旨でのご意見をいただきました。区の考え方ですが、実際に1、2年生を優先するなど、低学年を優先してございます。

No.7です。学年による居場所のすみ分けも必要ですということに対して、区の考え方ですが、計画にもございますとおり、学童

保育以外の放課後の居場所についても案内してございます。こちらについて、高祖委員からの事前質問がございましたので、事前質問に対する回答をご用意いただきたいと思います。

Q2、パブコメ7に関連してということです。学童保育室の指導員数や、よりよい環境整備を検討していただきたいという趣旨で事前質問いただきました。支援員の配置人数については国の基準に則っていますが、要支援児対応等、実態に合わせて別途人員配置も行っております。また、人数だけではなく質についても、研修の実施や放課後児童支援員の有資格者を増やすなど、向上を図る取り組みを行ってございます。

パブリックコメントの資料にお戻りいただきたいと思っております。

3ページのNo.8です。学童保育の入室審査基準に、保育室から自宅までの距離が近い方が優先という項目を盛り込んでほしいということに對しまして、実際には自宅まで遠い方を優先するというので、させていただきますと思っております。それは、やはりお子様の安全のことを考えての優先ということですが、ちなみに、みんながみんな遠い方が優先ということではなくて、同条件で並んだときに、最後のどちらをとるかということで、この項目を加えさせていただきます。

No.9になります。民間学童保育室に区から補助金を出してほしいということに對しまして、現在も区では補助を行っております。ただし、主な補助要件がございまして、学童保育の保育料が公設学童保育室と同額、6,000円であり、あと特別延長保育を実施しているなどの13か所に、現在補助をしております。今後も増やしていく予定でございます。

私からは以上です。

菊地子ども政策課長

資料4ページのNo.10と11になります。こちらは一時預かりに関するご意見となります。

No.10は、ファミリー・サポート・センター事業、子ども預かり・送迎支援事業について、当日申し込み、当日利用としていただきたいというご要望です。記載のように、事業の趣旨として、地域で助け合いをしながら地域で子育てをするという趣旨がございまして、困難であるとお答えいたしました。

引き続きまして、No.11でございまして、保育に関する一時預かりのご意見ですが、これは高祖委員からもご意見をいただいております。先ほどと説明が同じようになりますが、ニーズ調査の結果等から判断はしております。ただし、今後もより利用していただけるよう、支援の充実を目指していきたいと考えております。支援の充実としましては、先日の部会でもご意見をいただきましたが、今後、例えば区立保育園の一時保育の開始時間などで、なかなかニーズとマッチしていないというご意見もありましたので、そういった部分につきまして検討を行っていきたくて考えております。

続きまして、No.12になります。子育てと仕事の両立支援のご意見になります。女性が再就職しやすい環境を整えるため、区が率先して雇用し、その後、別の就職先を斡旋を、とのことですが、区が職業訓練の専門機関ではないこと、雇用の公正性からもなかなか難しいと考えております。ただし、専門機関であるマザーズハローワークや東京しごとセンターと連携し、直接就職につながる再就職セミナーを実施している

ほか、個人や企業に講座を通じた啓発を行っておりますので、今後も女性の雇用が充実するよう努めていきたいと考えております。

その他のご意見としまして、5ページのNo.13、学校が長期休みの際の居場所についてです。こちらにつきましては、地域や条件等があることもございますが、放課後子ども教室や学童保育室、児童館や地域学習センターでの居場所をお示しいたしました。

最後にNo.14、児童手当の所得制限につきましては、法令で規定されているため、区で上限を上げることができない旨、お答えしております。

ご意見に対する区の考え方は以上でございます。

本計画案は、本日お示しした案に第6章として資料編を設けております。資料編には計画策定の経過や区の関連規定、委員名簿を掲載させていただきたいほか、関連プランである「放課後子ども総合プラン」の掲載をさせていただきたいと思っております。

説明資料の1ページに戻ります。

今後の方針についてですが、実施したパブリックコメントを含め、本日、専門部会でいただいたご意見を踏まえまして、子ども・子育て支援事業計画として表現の精査等も含め作業を行い、次回の2月の専門部会に確定原稿としてご提出させていただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、この案件について、ご意見等はございますでしょうか。

古庄委員。

古庄委員

私立幼稚園協会の古庄と申します。

今のパブリックコメントに寄せられた意見の中の5ページ目のところの保育士等に関することの4番、5番、保育士の処遇改善をしていただきたいということですね。区の答えは、処遇改善策はあるのけれども、十分に保育士に行き渡っていないというふうに書いてあるんですが、そういうことですか。何かそんなふうに書いてありますよね。処遇改善策の補助等が出ているのに、それぞれの保育士に行き渡っていない、それをちゃんと出すようにすると書いてありますけれども、現状はどういう状況なんでしょうか。

臺子ども施設整備課長

子ども施設整備課長の臺でございます。保育士への処遇改善につきましては、国の補助、都の補助、区の補助という形できちっとした処遇改善の部分について実行し、ご報告いただいで確認をしております。向上をしているとの考え方でございます。

齊藤部会長

2ページの区の考え方のところの「今後も」というところが「行き届くよう」というふうになっている、この表現ですか。どういう意味合いで書かれているかということなんだと思うんですけども。

臺子ども施設整備課長

これらの事業を続けてまいりますので、今後もきちっと処遇改善をしていくという意味で、書かせていただいたところでございます。

古庄委員

ということは、今、国からも処遇改善の費用が相当保育士に対して出ている状態だと思いますけれども、ですが、そうじゃないと言っていることに対しては、でも、実際出しているけれども、まだ十分じゃないということですか。区の処遇改善がそれぞれの法人等に渡っているけれども、それがそれぞれの保育士に行き渡っていないのではないかというふうに読めるんですが、そうではなく、ちゃんと現状も保育士に行き渡っていると、今後もまた処遇改善をしていきますよと、そういうことでしょうか。

臺子ども施設整備課長

言葉足らずで申しわけありません。今現在の処遇改善をさせていただいて、それについては行き届き、保育士の賃金の改善にはつなげていると考えてございます。ここに書いてあるのは、今後もそのことにつきまして、実態と合わせた形で処遇改善も行っていくというところの考え方でございます。

齊藤部会長

廣島委員、お願いします。

廣島委員

廣島でございます。おくれてすいませんでした。

今の説明でよくわかるんですが、文章にしますと、今、古庄委員がおっしゃられたように受けとめられるということでございます。

それともう一つ、事業者側の意見として申し上げれば、非常にこれは前段の部分、この後段がなければ、このとおりで非常にありがたい。そして着実に、もう既にご案

内のとおり、保育士等の処遇改善が特に足立区だけではもちろんありませんけれども、着実にされているということを考えますと、この文章は意図は別にして、この表現に関しては非常に不適切だというふうに思いますし、でないと、我々事業者が指導されなきゃいけないという現実的なことでございますので、これはそのように意見を申し上げて、現実に十分というか、されておりますので、これが意図されないところに喧伝されるということの非常に不安を感じますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいと思います。

臺子ども施設整備課長

子ども施設整備課長です。今ご指摘いただいたところをもう少し検討して、ご回答させていただきたいと思ひます。

齊藤部会長

大高委員。

大高委員

臺課長、「今後も」の一番最終段の段落にあるでしょう。これは今後も保育士確保につなげてまいりますであれば特段の問題はない、全然問題ないんだよ。中間の「法人事業者に指導、助言を」、このキーワードがよろしくないわけだから、今後も引き続き保育士確保につなげていきますという文章に改めるということでおさめてもらったらどうでしょうか。

臺子ども施設整備課長

引き続き今後も保育士確保につなげてまいりますという形で訂正させていただきます。

齊藤部会長

川下委員、お願いします。

川下委員

もう結論が出たので私が言う話じゃないんですけども、やはり私たちにとってみれば、もうすごく細かな数字を全部出しながら、処遇改善がこれだけ上がった、中間分がこれだけ上がった、24年度を基準にして、その上がった分を全部ちゃんと職員に行き渡っているようにしなさいという非常に細かなシートを作って、それこそ一円も残らないように支出をしているという実態もあるし、それを区に確認をしてもらっているという実態もあるので、その辺を違うんじゃないかみたいと思われると非常に困るなというふうに思うので、ちょっと追加でお話をさせていただきました。

齊藤部会長

ほかには。

中嶋委員。

中嶋委員

小規模保育室連絡会の中嶋です。

資料が審議・調査事項の3ページのページ54というところで、先日意見を言わせていただいたところがここにあって、保育をしている保護者が利用できる一時預かりなどという、言葉で補っていただいていたと思います。どうしてかといいますと、家庭で保育をしている人はすぐに仕事を始めるわけではないので、保育、仕事と両立のための欄を見るよりも、切れ目のない支援という項目を見ていると思われるんですね。施策群Ⅱの妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支えるという部分の中の切

れ目のない支援の充実というところに入っている。そこの54ページの最後、保育サービスの円滑な利用支援についてというところで、保育コンシェルジュが、この55ページの主な事務事業に挙げられているんですけども、ここで子育てで困っている方がいつでも利用できる一時保育という項目を、この主な施策、主な事務事業のところに追加していただかないと、文書に載っていても、現実的にはどういうサービスがあるのかというのはわからないので、文書は改善していただいたので、それでいいんですけども、ここに事務事業名として一時預かりを載せていただきたいと思えます。

菊地子ども政策課長

前回ご意見をいただきまして、家庭で保育をしている方がご利用できる一時預かりということで、施策の2-1に記載させていただいております。

今、追加でご意見いただきました主な事務事業のところですが、これも前回お話をさせていただきましたが、事務事業の組み立ての中としては、施策2-2に入っている保育施設等の整備の中に一時預かりの部分も組み込まれております。

中嶋委員

再掲ではだめなんですか。

菊地子ども政策課長

再掲になってしまうと、一時預かりの部分だけを出すという形では、他の待機児童対策に関する保育施設の整備もろもろが全部入ってしまいますので、再掲というのはなかなか事務事業の中では表現が難しいと考えております。そのため、今後の方向性

という部分できちんと記載させていただいて、そういった部分を押さえた上で、こちらの施策2-1においても、その考えに基づいて事業を進めていくということで、表現させていただいております。体系上の部分で事務事業に載せることが難しいということはご理解いただければと思います。

#### 中嶋委員

しかしながら、この8番の保育コンシェルジュというのは、保育園に入れようとしたときに、どこがどういう種類の保育園があってとあって、そういう相談をするところとしか印象にないのですけれども、その保育コンシェルジュにつながると言われても、困っているママたちにとって保育コンシェルジュってぴんと来ないですよ、今、一時預かってほしいという人に。そうしたら何か相談窓口、その一時保育につなげるための相談窓口が必要なわけで、この保育コンシェルジュが育児コンシェルジュなのか、その機能を持たせていくのか、そういうことを書かない限り、文書と事業名が一致していないんじゃないですか。

#### 菊地子ども政策課長

今までのご説明、前回、前々回までお話をさせていただいた中でも、我々はこの第2期の子ども・子育て支援事業計画のコンセプトとしては、つなぎという部分をすごく意識しているとご説明をさせていただいております。そのつなぎの具体的なものとして、保育コンシェルジュを挙げさせていただいております。保育コンシェルジュという名称はかなり広く周知されてきている部分もあるので、どうしても保育施設のご案内というイメージになっている部分はある

かと思いますが、第2期の計画においてはコンシェルジュ機能をさらに拡充して、中嶋委員おっしゃるような、例えばご家庭で一時保育をご利用したい、必要であるという方に対して、きちっとご案内できるような機能を付加していきたいと考えております。

現在、保育コンシェルジュは、地域の子育てサロンにも出張に行っておりますが、今後は保育施設のご案内だけにとどまらず、ご相談いただいた方、一人一人のニーズを捉えて、その方々に必要な施策ですとか施設などをきちんとつないで、ご利用につないでいただけるようにしていきたいと思っております。そういった意味を込めて、こちらにはコンシェルジュを事務事業として載せさせていただいております。

記載について、まだ不十分な部分はあろうかと思いますが、そういうコンセプトとか、意味合いで置かせていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

#### 齊藤部会長

ほかにはご意見いかがですか。

小谷委員、お願いします。

#### 小谷委員

東京未来大学の小谷です。63ページのユニバーサルデザインのところですが、堀切駅とか、まだエレベーターもないですし、陸橋も階段なので、お母様方が浅草方面に行っておりたときに、石の階段で、呆然として上がってこられないという現状があって、大学でイベントをするときなんかは学生を4人ぐらい配置してベビーカーを運ぶということをいまだにやっております、なるべく隣の堀切ではなく牛田とか関

屋を使ってくださいということでご案内をしているんですが、そういうところがまだ実際にあって、ユニバーサルデザインで交通機関というか、交通機関のところにバリアフリー化を求められますというところですが、そのあたりも事業者がやっていくんですか。足立区の全部の駅をバリアフリー化するか、そういう具体的には話はうちの大学には入ってこないんですけれども、そこを含めて5年間で改善していく話なんでしょうか。かなり大がかりな工事になると思うんですけれども。

今、大学のほうは体育館の改修工事がこの12月から始まりまして、大工事が、今、解体工事が始まるところで、体育館のところはエレベーターができるということが計画されているところです。

森田ユニバーサルデザイン担当課長

ユニバーサルデザイン担当課長の森田と申します。

堀切駅の上り線のホーム、確かにおっしゃるとおり階段が急階段で、非常にバリアフリーという点からは今の時代にそぐわないのかなと我々も認識しております。

現在の状況ですけれども、2020年度まで国の施策で、1日の乗降客数が3,000人を超える駅舎につきましてはバリアフリー化をなささいという通達がございます。今、東武鉄道のほうもそれに向けて何らかのバリアフリー化を進めるというふうに聞いております。また私どものほうも、東武鉄道と足立区と、それからあそこの場所が国土交通省の河川区域に入っていますので、三者で協議を進めてまいりまして、2020年度までは鉄道事業者の責務でバリアフリー化を何らかの形で、ちょっと形はまだ決まっていないんですけれど

も、進めると思うんですけれども、その後の対応についても今協議中ということでございます。

以上でございます。

小谷委員

ありがとうございます。

協議中ということは、難しいということですか。やはり学生でも怪我をしたりとか、あと車椅子で来る学生とかもいますので、これは大学も協力しなければ行けないことかなとは思いますが、ぜひ、やはり区の端っことはいえ区なので、ぜひ前向きなご検討をお願いできればと思います。

齊藤部会長

では、ほかにご意見ありますでしょうか。

古庄委員。

古庄委員

パブリックコメントのところの1ページ目のNo.3です。

ここでは、いろいろな事件が起きたり、ニュースになっているところがありますので、保護者の方のご心配になって保育園って大丈夫なのかなと心配になっている部分があるから、こういうコメントが来たんだろうと思いますけれども、それに対する答えとして、この答えでいいのでしょうか。私立の保育園がみんな悪いとは私は思っておりませんし、公立だからいいとは思っておりませんけれども、でも、この方はそういうことを心配したから、公立を維持して欲しいという意見だと思うんですけれども、それに対して、この答えでよろしいのでしょうか。

齊藤部会長

この3のところ、まず最初の意見の概要と、最初の段落のところ、質の確保という言葉が出てきて、多分、一番のポイントは、質の確保に対してのご意見があつて、その上での公立、私立というところの話につながっていると私も思っているんですけども、今現時点のこの考え方のところの提示のところには、質の確保とか担保、向上というようなところで、実際にどういふふうにならぬが努力をされているかということに関しては、ここの部分ではまだきちんと書かれてはいないと思うんですね。高祖委員のところ、質問が出てきているところの回答には指導検査、巡回指導という言葉が出てくる、こことつながるものですが、これだけじゃないと思うんですね、足立区が今質を向上させるために努力されているようなところについて。そのあたりはどういふふうにお考えですか。

菊地子ども政策課長

古庄委員のご指摘の、No.3の回答ですが、高祖委員への回答を入れるか我々もちょっと悩んでいたところではあります。ただ、この方のご意見として、もうとても質の確保は望めないというお話が断定的にあつたものなので、民営化の話から始めてしまつているという事情がございました。今の委員のご指摘からすると、やはり前段についてきちんと答えていないところがございまして、基本的な考えとしては、高祖委員のご質問に対する回答の内容について入れた形できちんとお答えしながらやっていくべきと思つたので、こちらは検討させていただきたいと思つた。

保育の質の確保につきまして、齊藤部会長からお話があつた区としての対応につ

ましては、こちらに記載させていただいている指導検査と巡回指導などを行いながら、一定の保育の質は確保されていることは当然確認はしております。それ以外、例えば研修ですとか、そういった場を通して、特に若い保育士の方ですとか、新規園ですとか、課題を抱えながらも対応に苦慮している園に対しての支援ということで、場の提供をさせていただいているようなところでございます。

齊藤部会長

廣島委員、お願いします。

廣島委員

そもそものお話なんです、このところで何点かお聞きしたいのですが、1つは保育の質ということについて、どのような定義、考えをお持ちになつているのかということと、それと認証保育所の立場で申し上げますと、平成13年に制度発足以来、さまざまところで、いわゆる保育の質ということが、非常に漠然と保育の質の低下という言い方をされてきまして、私も随分苦労しました、正直。それで、今度、待機児童が増えるということで、ややもすると非常にその辺のことについては意図的かどうかわかりませんが、保育の質ということよりも、むしろ待機児ということが先行をしてきていたと。むしろこれからは、ある意味では保育の質ということ、これは先生方にもいろいろお話をしますが、十人十色、さまざま。ただ、一言で保育の質と語ること自体の、私は危険性があると。むしろそれぞれの多様な保育を担うということであれば、多様な施設の中でさまざまな時点でこの論議をしていくべきだろうと。

もう一つは、これは同じ土俵なんです  
が、いわゆる園外保育の事故の問題等につ  
いても、これもあるところでは保育の質と  
いう視点から非常に、ある意味で乱暴な議  
論がされているということを考えていく  
と、むしろ必ずしも一義的にこの保育の質  
というのは論じるのは非常に厳しいところ  
がありますけれども、むしろ冷静に、いわ  
ゆる多様な保育を担うという視点から多様  
な議論があってもいいとは思いますが、一  
刀両断に保育の質ということで全て議論を  
封じるということについて、私は非常に違  
和感を持っているということを申し上げたい  
と思います。

齊藤部会長

言葉が人によって受けとめ方が違うとい  
う意味合いで、言葉の一刀両断というこ  
をおっしゃっていますか。

廣島委員

いや、学問的な話は別ですよ。学問的な  
話は別ですが、現実的に。ただ、ここに書  
かれてあるものについていえば、要するに  
前提が、この前提で論議が進められてい  
るということを考えたときに、もう少し柔軟  
な考えがあってもいいだろうということ  
で、この辺を非常に私は、さまざまな、  
個々にあります、回答の中にありますけれ  
ども、必要な地域では認可保育所のほか認  
証、あるいは小規模、多様なというところ  
、これは全て保育の質ということについて  
いえば、みんな希求しているわけですか  
ら、だから、その辺のことをもう少し丁寧  
な議論が必要だろうと。別に保育の質とい  
うことについて、私は議論をしちゃいけな  
いという、そういう意味で言っているわけ  
ではなくて、もう少し丁寧な議論が必要だ

ろうと。ややもすると、保育の質というこ  
とで全てが片づけられるという傾向性があ  
るということを申し上げたいと、こういう  
ことなんです。

齊藤部会長

ちょっと言葉自体が、もう既にいろんな  
ところで使われている言葉になっています  
し、また何から出ている指針や、それから  
またさまざまな公表をされている書籍等か  
らも、保育の質という言葉がもう普通に語  
られているので、多分そういった中で、市  
民の方々も、ここに質の確保という言葉が  
出てきていると思うんですね。なので、そ  
れを難しい形で定義していくというのは、  
もう事実上、無理に近いところがあるかな  
と思うんですけれども。

廣島委員

いや、そういう意味で言っているんじゃ  
ないんです。そういう意味で申し上げてい  
るのではなくて、もう少し多様な考え方の  
許容範囲があってもいいだろうという意味  
で申し上げている。学問的な話は別です。  
これは、これ言うたという話は、この場で  
する話ではありませんから。

齊藤部会長

では、区の考え方のところで、今までの  
委員の皆さんとかの考えも含め、丁寧に答  
えていくということが必要だろうというこ  
とでよろしいですか。

廣島委員

そういうことです。

齊藤部会長

わかりました。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。

さまざまなご意見をいただきましたので、回答につきましてはそのような形で、もう一度見直しさせていただきたいと思えます。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

古性委員。

古性委員

小学校PTA連合会の古性と申します。今のところなんですけれども、正直言いますと、待機児童ゼロを第一優先にして、質は後から追いかけるよということが、実際にそうだと思うんですね。ただ、それってやっぱり区民の皆様に直接言えないところではあると思うので、今取り組み中ということが多分言ったほうが良いと思うんですね。逆にこれぐらいシンプルなコメントのほうが、今のところはいいんじゃないかなと。逆に、この一定の保育の質が担保されている、これはちょっと見直されたほうがいいかなとは思いますが、なるべくシンプルに。突き詰めていくと、逆にまた難しくなってしまうので、今のところ、なるべくシンプルな表現のほうがいいかなとは思っています。以上です。

齊藤部会長

ありがとうございます。

川下委員。

川下委員

1ページのNo.3を見ていると、待機児童解消のため施策が進んでいるが、施設での

虐待、保育園に責任者が不在、保育士が辞めて補充できていないなど、質の確保はとても望めない。この質の確保というのは、この前段に言っているようなことができていないから、より質の確保ができないということなのか、こういう状況自体のことを質の確保というふうに言っているのかということを考えていただきたいというふうに思います。

まず、ここに書かれているようなことができていないのに、それを超えて質の確保は望めないという趣旨だと、捉え方は全く違うんですね。ですから、例えば区のほう言っている巡回指導、指導検査で一定の質の確保は担保されているというのは、これは多分、配置基準とか設置基準の話で、一定の質が担保されているというふうにコメントをしているんだと思うんですね。ですから、このパブコメでいただいた意見の質の確保というのが、単純に、今、部会長がおっしゃったようにひとり歩きしている部分があるので、何でも質の確保という言葉を使ってしまっているわけですね。ですから、それこそ最低基準、設置基準にも違反をしている状況を何とかしてほしいという趣旨なのか、いや、それができていないことから、もう既に、それを超える質の確保というのが望めないという趣旨なのかというところが、やはり両方とれるのかなと、このパブコメのほうではですね。ですから、それははっきりして回答を考えていかないと、ちょっと的外れの回答になってしまうのかなということを懸念します。

齊藤部会長

ありがとうございます。

多分、人によってどういう意味合いで書いているかというのはかなり違ってくる表

現ではあると思うんですけども、ただ、やっぱりいろんな方が、ここの質というところは興味があるところだとは思っているので、ちょっとそこも含めて考え方の提示の仕方ですね、そこを工夫していただけるとありがたいなというふうに思いますので。

それでは、ありがとうございます。

今度の最後の2月26日で最終というところの提示になっていくかと思うんですけども、本案のとおり、このまま進めていくということでご異議はありませんでしょうか。

それでは、異議なしということで、進めさせていただきますと思います。

続きまして、新・足立区放課後子ども総合プランに対するパブリックコメントについての区の考え方について、古川学校支援課長よりご説明をお願いいたします。

古川学校支援課長

学校支援課長、古川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、前回の本部会でご承認いただきました新・足立区放課後子ども総合プラン（骨子案）でございますけれども、これについてのパブリックコメントに付したものに對しての区の考え方をご報告というものでございます。

恐れ入りますが、説明につきましては別冊の資料、審議・調査事項2-1と右側に書かれた資料で説明をさせていただきます。

まず、パブリックコメントの実施期間でございますけれども、11月1日から11月30日までパブリックコメントに付したものでございます。

(2)に記載させていただいております意見の提出者数、これにつきましては

116名で118件ということでございました。内訳でございますけれども、1名の方は、件名を記載しないで中身だけまずいただいて、その後、氏名のみいただいたということで、お一人で2件、カウントをしております。もう一名の方は、別々に2件のご意見をいただいたということで、116名、118件でございます。

提出者の属性でございますけれども、やはり30代、40代の方が合わせて94%と大半を占めてございます。男女の区分でございますけれども、女性の方が全体の4分の3というものでございました。

主な意見、要望等でございます。24項目のご意見等をいただきました。内訳でございますけれども、学童保育の関係が16項目、放課後子ども教室の関係が4項目、本プラン策定についてのご意見が1項目、その他3項目ということで、都合24項目になりました。

まず、プランの内容に関する事で一番多かったのが、民間学童保育室への補助、支援というもので113名の方、全体の97%でございます。プランの内容以外のことにつきましては3件いただいております。

恐れ入ります。おめくりいただきまして、一番下に1と書いた1ページ目をご覧くださいと思います。

まず1番目、学童保育室に関する事16項目のうち1番目、意見の一番多かったものでございますけれども、区が補助を行っていない民間学童保育室に対する補助を希望するという内容でございます。これにつきましては、区の学童保育室事業は、保護者の就労等の理由により真に必要な方々への保育の実施ということから、保護者負担金が基本額6,000円、これを基本とし

ておりまして、これを超える事業者には補助を行っておりません。したがって、今後もこの考え方は維持するという内容のお答えでございます。

2番目でございます。学童保育室の閉所時間が早いということでございまして、現在、31か所において、午後7時までの特別延長保育を実施しているところでございます。これは全114学童保育室のうちの約4分の1を超えたという数字でございます。

おめくりいただきまして、3ページでございます。

放課後子ども教室に関すること、17番でございます。放課後子ども教室の全校全学年実施を早急にとというご意見でございまして、現在、69校中67校で全学年実施がなっております。来年2月には1校増えまして68校となり、残り1校でございますけれども、こちらにつきましては施設更新の関係がございまして、ここ数年は物理的なスペースの関係で厳しいということでございますけれども、校舎が建てかわった暁には全学年実施を目指してまいりたいというお答えをさせていただいております。

おめくりいただきまして、4ページでございます。

21番でございます。このプラン作成の際、オブザーバーとして民間の学童保育室を運営している法人や利用者の方の参画をとということでございます。次回のプランの作成につきましては令和6年度を予定してございます。この際には、ご意見のとおり、オブザーバーとしてのご参画をお願いをしてみたいというふうに考えてございます。

5ページにつきましては、その他の意見として3点ございますので、ぜひご確認を

いただきたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、令和2年2月26日の本部会に本プランを確定案としてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

なお、高祖委員からの事前質問につきましては、私の説明の後、青少年課長からお答えをさせていただきます。

私からは以上でございます。

下河邊青少年課長

青少年課長の下河邊でございます。

高祖委員から事前質問が上がっておりますので、回答させていただきます。青少年課と、あと区民参画推進課にかかわる内容に関して、一括してお答えさせていただきます。

預かり時間の長時間化が多く保護者支援も大事ですけれども、働き方の見直し、また家族の時間の確保を行うことが大事ではないかというご意見でございます。働き方の見直しや家族の時間の確保などについてはワークライフバランス、それから家庭教育を推進していく上でも重要な課題であると認識しておりますので、引き続き各種講座、イベントの実施、ホームページなどを通じてワークライフバランスの必要性を発信してまいります。啓発の強化もしてまいります。

また、あだち家族ふれあいの日などとしまして、親子でのさまざまな体験をする場を我々としても支援してまいります。

以上でございます。

齊藤部会長

ご説明のほうは、こちらで終わりでしょうか。

それでは、この件につきまして、ご質

問、ご意見ありますでしょうか。

古庄委員、お願いします。

古庄委員

ここの意見の中の1番ですが、区の補助を行っていない民間学童保育室に対しても区の補助を希望するというものが114件と、すごい数があるわけですね。この民間の学童保育室の実態はどのようになっているのでしょうか。

山本住区推進課長

住区推進課長の山本でございます。

民間学童保育室は足立区内に、全てのリストを持っているわけではないのですが、多々ございまして、その内容は学習を指導するとか、あとスポーツ教室のようなものとか、さまざまなものがあって、それぞれ保護者の方が選択されてご利用されていることと認識してございます。

古庄委員

それでは、数、またはどれぐらいの子どもがそちらに通っているかということは、全く把握がないということですか。

山本住区推進課長

実際さまざまな種類、どこまでが民間学童保育なのか、習い事なども含めてつかみ切れないところがございます。申しわけございませんが、数字等はつかめないと考えてございます。

古川学校支援課長

若干の補足なんですけれども、民間の学童保育室、今、住区推進課長がお答えしたとおり、数は全て把握していないんですけれども、区のほうで補助をしている民間の

学童保育室もございまして、そちらにつきましては、当然、区のほうで把握してございまして、入室に際しても区のほうで関与しているという状況でございます。

齊藤部会長

よろしいですか。

ほかのご意見、ご指摘はありますでしょうか。

中台委員、お願いします。

中台委員

特別部会員のの中台です。

パブリックコメント、先ほどの調査事項1-2に寄せられている13番のコメントと、今の調査事項2-1の19番に寄せられているコメントなんですけれども、どちらも長期休暇中の子どもの居場所に関するコメントなんですけれども、両者とも全く真逆の意見だと思ひまして、恐らく放課後子ども教室に関することのほうの19番のほうは、恐らくなんですけれども、スタッフの方からのご意見ではないかなと思われ、調査事項1-2のほうの13番の長期の休みの間に子どもの居場所が欲しいというのは保護者の方からのご意見だと思ひんですが、このような矛盾が生じているというか、保護者としては長期休暇中の居場所が欲しい、でも、やはりそこまで放課後子ども教室ではできないよという現実があるのかと思ひまして、一応、回答のほうでは28年度から実施している学校もあるということで書かれてはいるんですけれども、やはりその辺のように詰めていくのかなというのもありまして、またちょっと、この後お話しただくと思ひなんですけれども、報告事項1番の学童保育室の整備計画の中に、夏休み明けに700人程度が退室しているという

文言もあるんですが、やはり700人ぐらいが、これって夏休みの居場所を求めて4月に学童保育室に入室しているのではないかと読み取れるんですが、その夏休みの居場所についての実施に向けて支援をしていますとなっているんですが、どう詰めていけるのかなというのが正直疑問なんですが、教えていただけますでしょうか。

古川学校支援課長

学校支援課長でございます。

審議事項2についての放課後子ども教室に関するご意見、19番でございます。これにつきましては、放課後子ども教室自体は名前のとおり、いわゆる放課後、授業の後の時間の居場所の提供ということでございますので、基本的に夏休みについては放課後という概念がないので、放課後子ども教室は実施しないと、これが原則でございます。しかしながら、地域の方々のお力をいただいて、そうはいつても、例えばプール指導がある日の午後というか、その後と、そういったことについては地域の方が協力して下さって見てもいいよとおっしゃって下さっている学校もあります。その学校については、地域の方々と学校と我々との間で合意ができたので、お子さんを短時間ですけれども、預かるということをしておりまして、私どもとしては、地域の方のご協力があれば、こういった活動を広げていきたいというふうに考えているところでございます。

そのほかに、夏休みの子どもの居場所としては、こちらにもあります学童保育室ですとか児童館、それと図書館等もございまして、多様なところの居場所の提供をして、安全にお子さんが過ごしていただきたいというような思いで、さまざまな所管

で、子どもの居場所については拡大をしていくという取り組みをしているところでございます。

大高委員

学童保育が夏休みを超えると退室者が多くなっている理由を説明してください。

山本住区推進課長

住区推進課長です。

お話にありましたとおり、夏休み明けの9月、10月までに700名を超えるお子さんが退室されるということは、ある意味、夏休みまでの一時的な保育がニーズとしてあるというふうにも言えると思います。そういった意味では、学童保育室そのものの定員が十分であって保育ができれば、それでよろしいのだと思うのですが、実際には待機児童がいますので、先ほど学校支援課長からの話にもありました児童館だとか、また放課後子ども教室といった別々の手段もお示ししながら、選択していただいて、需要にこたえていきたいと考えてございます。

大高委員

退室する理由なんだけれども、習い事に行かれたりとかいう、そういう必要な理由があったんじゃないの。

山本住区推進課長

退室理由は、先ほど委員のお話にもありました報告事項1-1にあります、足立区学童保育室整備計画の最後のページ、42ページですね、こちらに一覧となっております。一番多いのは塾、習い事を理由にして、特に3、4年生がおやめになるとか、あとは保護者の方がお仕事を辞められ

て自宅で見られるようになるとか、あとは1、2年生は保育が必要でしたけれども、後は自宅で1人で留守番もできるとか、そういった理由が主でございます。その他はこの表のとおりでございます。失礼いたしました。

齊藤部会長

小谷委員、お願いします。

小谷委員

東京未来大学の小谷です。

先ほど、学童の実態ということだったんですが、東京未来大学ではCFAキッズさんという事業者さん、NPOさんですか、その学童さんが、毎年夏の終わりにうちの大学で夏祭りをやりたいということで、いつも来られて一緒にやっています。というか、学生がちょっとかかわって、先方から依頼があってやっているんですけども、そこは何か民間学童、NPOがされているみたいで、1か月、1年生から3年生は2万6,000円と、ホームページに書いてありました。それで、4年生から6年生になると2万円ということで、そこは多分、それこそ6時以降も預かりをしたりとかというところがやっぴらっしゃるようです。

それで、待機児童なんですけれども、男の子とかだと、何かもう友達との約束とかで、学童は狭いし行きたくないとかと言って、やはり魅力的な内容にしていけないといけませんと私自身は感じます。預かればいいというか、保育園と違って、やっぱりもう小学校に入ってくると、自分の意思があったり、外で友達と公園で遊びたいとなると、学童の中だけで遊ぶというのがなかなか厳しくなってきたり、いろいろ親にも

言われてやめていくということが現状だと思うので、やはり内容の充実も必要なことなのではないかなと思います。親としては待機児というか、入れたいと思っけていても、子どもが嫌だというような。なので、内容の充実も必要なのではないかなというふうに思っています。

大高委員

ご意見。

小谷委員

はい、意見です。質問というか。ただ、情報は先ほど把握、わからないということだったので、ちょっと一例を申し上げただけなので大丈夫です。

齊藤部会長

大丈夫ですかね。

では、ほかにご意見ありますか。

乾委員、お願いいたします。

乾委員

審議・調査事項2-1の5ページです。プラン内容以外のことというところでご意見が寄せられています。これは小学校にも性教育が必要ではないかという意見ですね。

実は先日、NHKの首都圏ニュース、6時ぐらいからやっているのを見ておりましたら、イギリスでは幼稚園、保育園のときから、もう性教育をしている。性教育って、難しいことを言うのではなくパンツザウルスという歌をつくって、楽しい歌なんですけれども、パンツの中には大事なものが入っているから、さわらせたり見せたりしてはいけない、そういうことをもう保育園、幼稚園のころからきちっと教えておく

必要があるというようなことを遠見才希子さんという講師の方が説明しておられました。これはやっぱり日本でも、もうそろそろ必要なことじゃないかなと思っております。

遠見さんがなぜそういうことをしようかと思ったかという、遠見さんって、中学校や高校で性教育をやっている方なんですけれども、感想文の中に、何かわからないけれども、幼いころそういうことをされた。でも、そのときは全くわからなかったけれども、今日の講演を聞いて、それがどういうことであったかということに気づきましたという感想文が多数寄せられているということから、やっぱり幼児のうちからきちっとそういうことは、嫌なことは嫌、パンツの中には大事なものがあるからさわらせない、見せない、そういうことをきちっと小さいうちから教えましょうというような内容でした。意見です。

齊藤部会長

よろしいですか。

ほかにご意見、質問はありますか。

中台委員。

中台委員

先ほどはご回答いただきまして、ありがとうございます。

改めて、この学童保育室の退室理由を拝見したんですけれども、保護者の意見として、ただ言わせていただきたいことなんです、皆さん、塾、習い事、退職などで、学童保育室と足立区役所向けにはこのように回答している方が、正直なところが多いのかもしれないんですが、私としては、学童保育室の人や、あと区役所の人に、1、2年生を1人で留守番させるという回答を

正直に言える自信は正直ありません。アメリカとかでは逮捕されてしまうようなことなので、1、2年生を1人で留守番させるという理由で回答する人は、多分そんなに正直に言える人はいないのかなと思いついて、学童保育室、実際月に6,000円、8,000円ぐらいでしたっけ、かかりますよね。それをフルタイムではないパート勤務、週三、四日で勤めているご家庭から、その月の金額を9月以降も出していくというのは、正直そんなに余裕のあることではないので、やはり夏休みのために4月に入所させて、その後やっぱり学童保育料を払うのは高いし、放課後子どもで十分だし、塾とかにも正直通わせているしという方がおやめになる本当の理由ではないかなと私は個人的に思いますので、その辺、この理由を聞いたところが100%真実ではないと、もちろんご承知の上だとは思いますが、その辺を酌んでいただきながら、今後の学童保育室の整備に生かしていただければなと思いました。すいません、一意見です。

齊藤部会長

ありがとうございました。

よろしいでしょうか、このあたりで。

さまざまご意見いただいていますし、パブリックコメントのご指摘もありますので、そこを踏まえて、また回答いただくというところで、本案のとおり進めていくということで、ご異議はありませんでしょうか。

では、異議なしということで進めさせていただきます。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項（1）足立区学童保育室整備計画（素案）について、山本住区推進課長よ

りご説明をお願いいたします。

山本住区推進課長

報告事項1、審議・調査事項1の7ページをご覧くださいと思います。

足立区学童保育室整備計画についてです。

こちらは、先ほどご審議いただきました足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の中で、学童保育室のニーズ量に対して確保策をやっていく中で、個別の内容は、この足立区学童保育室整備計画で定めていくと記させていただいたものについて、現在、素案でございますが、ご報告させていただきます。

2番、策定の考え方になります。整備における地域内の需給アンバランス、つまり足立区は広いわけですので、地域によっては学童保育室に待機児がいたり、また欠員がある、そういう状況が現在もございますので、それを今後解消していくために、それぞれの地域、具体的には33地区に分けて、今後の需給関係を推測して必要なところに学童保育室を整備していくという考えで策定しております。

(2)になります。先ほど700人程度の退室者というお話がございました。それを受けまして、8月、9月ごろに需給関係を見まして整備していくと。ただし、小学校1、2年生については、4月1日時点で原則全員入室できるような確保策を目指していくと、そういう計画で進めてございます。

3番、学童保育室整備の手法ですが、原則、小学校内に整備していくことを基本とします。ただ、必ずしも実現できるとは限りませんので、そのような場合は民設学童保育室の誘致を進めていきたいと考えてお

ります。

2番、増室、増員は、5年間の合計になりますが、15室、520名程度を見込んでございます。

では、お手元の報告事項1-1、先ほど年度途中の退室理由を示しました足立区学童保育室整備計画の素案を若干ご案内したいと思います。

その中で、4ページをご覧くださいと思います。

こちらが33地区に分けて、それぞれの地区ごとに今後5年間、令和6年度までにどの程度学童保育の申請があり、実際、現在の学童保育室の定員数と比較して、どれだけ不足するかということになります。右側半分のほうに不足見込み数でございます。例えば1番の千住東地区では、令和3年度に27という数字があります。これは27名、学童保育室に入れないお子さんが発生する可能性がある、という推測でございます。逆に一番下から2番目、32番の新田ですが、マイナスになっております。これは現在足りている上に、欠員も生じていこうという、という推測になっております。

これらを踏まえまして、6ページ目をおめくりいただきたいと思います。

これは現時点での計画ではございますが、令和2年度から令和6年度まで、実際、令和2年度は3室設置することで、先日もご報告させていただきました。今後は令和3年度以降に千住地区や伊興地区、加平地区などを今は予定しておりますが、3学童保育室ずつになりますけれども、整備していく予定でございます。ただ、実際に学童保育室の申請があつたり、またマンション開発等もありますので、この計画は毎年見直して、またご報告させていただき

いと考えてございます。

簡単ですが、以上でございます。

齊藤部会長

ありがとうございました。

それでは、報告事項を含めまして、報告事項と情報連絡事項をあわせて質疑応答を行いたいと思います。

ご意見ありますでしょうか。

いかがでしょうか、よろしいですか。

古庄委員。

古庄委員

この第2期足立区子ども・子育て支援事業計画（案）の中のことなんですけど、25ページです。ここからグラフが出てくるんですね、ここもグラフが出ていますけれども。それから、同じようなグラフがずっと出てくるんですけど、非常にこれは、幾つかグラフがあるんですけども、非常にわかりづらい。数値も書いていないし、幅も狭いので、どんなふうに変わっていくかが本当にわからないんです。これはもっと見やすくされたほうがよろしいんじゃないかと。

菊地子ども政策課長

確かに、ご指摘のとおりちょっとわかりづらいところがあるかと思っておりますので、数値が少し年度でわかるような形には工夫はさせていただきたいと思っております。一応、左側にパーセンテージは載せさせていただいておりますが、ちょっとわかりにくくございます。ご意見賜りましたので、改善に向けて検討させていただきたいと思っております。

齊藤部会長

ほかにはいかがでしょうか。

小谷委員、お願いします。

小谷委員

子育て世代包括支援センターのことなんですけれども、足立区は一応やっているということで、厚生労働省のほうからホームページで拝見したんですが、実際ふたをあけてみると、今までの保健センターでやっていることの何か寄せ集めというような気がしていて、施設によっては地域のネウボラだったりとか、文京区とかがネウボラをやったりとか、あと、私、印西市のほうでもちょっと委員をやっているんですが、そういう建物を実際に建てていて、子育て世代包括支援センターという形でつくっているところもありますので、ぜひ何かそういう、一応、ホームページも拝見してみると、足立区も子育て世代包括支援センターをやっているということになっているんですけども、今までの制度の中の名称を寄せ集めたような感じがするので、ぜひ何かそういうところも、1か所で全てが、相談業務全部できるよというのを、ほかのところと同じようにやってほしいなというふうに思っております。実際にASMAPでしたか、事業をされていると思うんですけども、そういうところもぜひやってほしいなと思います。

あと、何か今後の予定があれば、ぜひ教えていただきたいなというふうに。

西山保健予防課長

保健予防課長の西山でございます。

子育て世代包括支援センターに関しましては、保健予防課に加えまして、保健センターを含めまして子育て世代包括支援セン

ターということで、今、ホームページで周知しているところでございます。また、今後より積極的にこのセンターを周知するために、今、周知の方法を考えているところでございます。また、機能に関しましては、保健センターと保健予防課だけでは、やっぱり全ての支援をするのはなかなか難しいところもありますけれども、我々のところを中心にしながら、子育て部門と連携しながらしっかりやっていく予定でございます。

齊藤部会長

ほかにご意見ありませんでしょうか。

古庄委員。

古庄委員

もう一点、先ほどと同じ子育て支援事業計画の91ページ、4番、「教育・保育」の量の見込みと確保方策というのがあって、(1)番で、そこに表が出ています。量の見込みと書いてあるんですが、一番左のほうにそれぞれ確保の方策で、特定教育・保育施設の中の幼稚園と、こう書いてあるんですが、その下に確認を受けていない幼稚園というふうに書いてあるんですね。これは何か誤解を生むような気がするんですね、確認を受けていない幼稚園という表現が。これは普通の私学助成の幼稚園だと思うんですが、確認を受けていないというと、何か認可を受けていないような、そういうふうに取り扱われますので、その表現は変えていただいたほうがいいんじゃないかと思います。

菊地子ども政策課長

子ども政策課長です。

確かに誤解を生じるような表現とはなっ

ていますが、国で示されているフォーマット、文言を含めてのものがございます。そちらでの記載の表記がこちらに指定されているものでございますので、非常に誤解を生じかねないところではあるんですが、我々としても、国から示されているものを簡単に変更されるかどうかというところもでございます。そのため記載事項、記載内容としては表現の変更は難しいのかなというのが今の解釈でございます。

大高委員

それは注釈を入れて差し上げられないの。

菊地子ども政策課長

今、ご意見をいただきました注釈で入れさせていただくことは可能ですので、ぜひ、そうさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

齊藤部会長

ほかにご意見ありますか。

このあたりでよろしいでしょうか。

それでは、これにて質疑応答を終了させていただきます。貴重なご意見、ありがとうございました。

これをもちまして、本日の議事を終了させていただきます。円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

菊地子ども政策課長

齊藤部会長、ありがとうございました。

それでは、最後に事務局から連絡事項が4点あります。

まず、1点ですけれども、次回の日程についてです。次回、今年度最後の分科会と

なります第5回「子ども支援専門部会」は、令和2年2月26日水曜日10時からとなります。会場は、足立区役所8階特別会議室となります\*。よろしく願いいたします。

次に2点目、本日の会議録についてでございます。こちらは後日、委員の皆様方に送付させていただきますので、内容等をご確認いただき、誤り等がございましたら事務局までご連絡をお願いいたします。続きまして、3点目です。本日、お車でお越しの方は駐車券をご用意しております。出口で事務局職員までお声がけいただければと思います。

最後になります。冒頭でお伝えしました文化・読書・スポーツ分野計画（素案）の概要が、別紙がお配りしたこちらになります。ご覧いただければと思います。こちらの詳細について、飯塚中央図書館長よりご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

#### 飯塚中央図書館長

中央図書館長の飯塚と申します。お忙しい時間、少々お時間をいただきまして、ありがとうございます。

お手元で、以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けているということで資料を提供させていただきました。きょうご参加の一部の委員の方につきましては、昨年、アンケートやヒアリングでご協力をいただいているところで、本当にありがとうございました。

足かけ3年にわたって計画策定を進めてまいりました。今回、人生100年というところを踏まえて、文化・読書・スポーツ、この3つの分野について、一体的に検討を進めてきたところでございます。現

在、こちらもパブリックコメントを募集中ということになっておりますので、お時間があるときにご覧いただければありがたいなと思っておるところでございます。

共通理念を定めて、こちらのほう、検討してまいりました。別添で概要のほうをつけておりますけれども、人生100年時代を迎えるというところで、文化・読書・スポーツ分野はいずれも生きがいや潤いのある人生を送るために重要な施策分野ということで、楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる、こちらを共通テーマで検討を進めました。その中で見えてきた重点的な取り組みとしましては、やはり子どものころから生涯にわたって日常生活の中の身近なところで、そして多様な主体が緩やかにつながり、さまざまな形で連携していくというところで、さまざまな対策を打ち出しております。ぜひご覧いただければと思います。

貴重な時間をいただきまして、ありがとうございました。

#### 菊地子ども政策課長

それでは、これもちまして、本日の「子ども支援専門部会」を終了いたします。

長時間、どうもありがとうございました。

※ P24 に記載の、「第5回子ども支援専門部会」については、令和2年2月26日を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止となりました。